

## 手話施策推進方針の見直しについて（案）

加賀市手話言語条例には、『手話施策推進方針』を策定することが定められており、平成29年度に策定後、3年毎に推進方針の見直しと内容の改定を行っています。

今年度においては、令和6年度から令和8年度までの推進方針として、現行の推進方針の見直しと改定を行うこととなります。

※現行の推進方針は、別添「障がいのある人(子ども)のサポートプラン」に記載されていますので、ご確認ください。

## 【主な見直し案】

1 手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編） 開催方法の変更

（現状と課題）

- ・受講生が、石川県手話通訳者養成講座に進むことが少ない。
- ・修了後の受講生が、手話サークルにつながるが少ない。  
⇒手話サークルなどの場で日頃から手話を使用していないと養成講座の受講レベルを維持できず、結果的に手話通訳者養成講座に進む者がいない。
- ・講師不足から講師の負担感が年々増している。  
⇒講師養成を行うとともに、より効果的な開催手法が求められる。

（開催方法の変更）

- ・手話奉仕員養成講座は、手話を広め、手話にふれる市民を増やすことに重点を置き、厚労省のカリキュラムに沿った入門編のみを毎年開催する。
- ・入門編の受講者のうち、手話サークルに熱心な参加があり、将来的に石川県手話通訳者養成講座の受講を希望する修了者がいた場合は、その方を対象に基礎編を開催する。

2 手話講座の開催 開催方法の変更

手話講習会は随時（1～2回程度）の開催、手話講座は、継続して複数回の開催との位置づけとなっており、過去には手話講習会1回と手話講座1回を開催し、そのほかにも開催を希望する申出もありました。新型コロナウイルス感染症の影響でこれまで実施を見送ってきましたが今回、講座の再開を検討するなかで、講師となるろう者の負担軽減を併せて検討し、変更としました。

(事務局案)

手話講座を効果的に取り組んでいくため、福祉事業所や企業などの利用者にもろう者がいる場合など、必要性を考慮したうえで講座を実施します。

### 3 親子の手話教室やろう児が集える場の確保 方向性の変更

聴覚に障がいのある子どもやその保護者が、各種の福祉制度を利用するために相談できる窓口など、適切なサービス利用につながるよう、ろう児やその保護者が相談できる体制を確保します。

### 4 ケーブルテレビ放送等の活用について 内容変更

ケーブルテレビやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）など、さまざまな媒体で手話奉仕員養成講座の開催など、手話に関する情報を発信する広報活動を行います。

### 5 手話の理解促進のための行事等を開催 内容変更

- ・市主催等のイベントに手話コーナーを設置します（=変更なし）
- ・「障害者週間」や「手話言語の国際デー」などで手話に関するイベント等を行います（=今回の変更）